平成２４年（フ）第４０９４号
大阪市住吉区清水丘２丁目６番34号
債務者　正木　健人
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４７９８号
大阪府枚方市長尾谷町２丁目２番地の１１108
債務者　堀　　一夫
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４８４２号
大阪府守口市河原町15番８―504号
債務者　佐藤　正彦
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９６１号
大阪府吹田市津雲台３丁目２番５―305号
債務者　村上　年光
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９８１号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田３丁目21番１号エスポアール照ケ丘202号
債務者　藤田　絵美（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４９８８号
大阪府枚方市村野本町30番53―106号、申立時の住所大阪府枚方市宗谷２丁目４番７号
債務者　池田　　健
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５０３４号
大阪府枚方市樋之上町９－１―801、住民票上の住所大阪市阿倍野区天王寺町北１丁目８番47―328号
債務者　平南　隆博
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２０１号
大阪府茨木市五十鈴町18番20号　サンハイツいすず502号
債務者　古屋　大輔
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３５６号
大阪市鶴見区茨田大宮１―17―25、住民票上の住所大阪府門真市岸和田４丁目７番10号
債務者　池ヶ谷　充
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３６８号
大阪府豊中市曽根東町５丁目12番27号
債務者　槻　よう子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３７５号
大阪府茨木市沢良宜浜３丁目９番445号
債務者　阿部　康夫
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４７８号
大阪府吹田市岸部中５丁目10番24号
債務者　鈴木　保江
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４７９号
大阪市住吉区万代５丁目15番５号
債務者　佐藤　愛子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５０６号
大阪府東大阪市徳庵本町７番28号　山本文化１Ｆ103号
債務者　大前　浩勝
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５１５号
大阪市北区浪花町６番７号
債務者　田中加代子
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５２０号
大阪府吹田市南清和園町15番６号
債務者　神内　博美
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４５号
北海道小樽市新光５丁目35番２号　メゾンド新光Ⅱ２号室、前住所北海道小樽市桜５丁目21番42号
債務者　岡本　真紀
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
札幌地方裁判所小樽支部